

高知県園芸用ハウス整備事業

【令和7年度版】

園芸用ハウス整備事業とは・・・

農業者の方に安心して施設園芸に取り組んでいただくため、農業者にレンタルするための園芸用ハウスを農協等が整備する際に、そのハウスの建設に必要な経費に対して、県と市町村が補助を行い、園芸用ハウスの整備に係る初期投資を軽減する事業です。

また、農業者の方が、他の農業者からハウスを譲り受け、または借りて施設園芸を始める場合や規模拡大を行う際に、そのハウスや附帯する設備の改良に必要な費用の一部を、県と市町村が補助し、農業者負担の軽減を図ります。



補助対象事業費の限度額と補助率

ハウス内の環境を測定・制御する機器の導入が要件になります。

(雨よけ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入することが要件です。)

事業区分	補助対象限度額 ※1 ハウス 10a 又はタンク 1 基あたり		補助率		要件等
	一般ハウス	軒高・高強度ハウス ※2	県	市町村 ※1	
① 新規就農区分	1,100 万円	1,400 万円	2/5 以内	1/3 以上	就農開始から 5 年以内等 法人化しようとする経営体または 法人化から 1 年以内の経営体
② 高度化区分			1/3 以内	1/4 以上	規模拡大により経営発展を図る場合 既存ハウスの高度化
③ 流動化区分	550 万円		1/4 以内	1/4 以上	他人が所有していたハウスの修繕等 下段の補助率は①の事業区分に該当する 経営体が活用する場合のみ適応
			2/5 以内	1/3 以上	
④ 災害復旧区分 ※4	1,200 万円	1,500 万円	2/5 以内※5	1/5 以上※5	自然災害により破損した園芸用ハウスの復旧
	中古ハウス 550 万円		1/4 以内	1/4 以上	他人が所有していたハウスの修繕等を行い復旧

※1 補助対象限度額及び補助率は、市町村によって異なる場合があります

※2 軒高が 2.5m 以上のハウス又は耐風速 35m/秒以上の強度を有するハウス

※3 各区分に補助対象限度額の上乗せとなる附帯設備：中長期展張フィルム 100 万円/10a、**高温対策設備 200 万円/10a**
養液栽培設備は、300 万円/10a、循環式殺菌処理装置は、230 万円/棟

※4 災害復旧の区分については、補助限度額から受取共済金額（本体及び附帯設備分）を控除した額が補助対象事業費となります

※5 被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金（国事業）も活用する場合は補助率が変わります

※6 ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域ハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて設置して下さい（補助対象外）
・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置して下さい（補助対象外）

※7 ①～③の区分については整備後、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、処分制限期間中は加入を継続することが必要です
④の区分については被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入していることが必要です

また、ハウス復旧後は園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、処分制限期間中は加入を継続することが必要です

注意事項

- ・ **事業活用の可否については農協や市町村等の判断が必要**です。事業活用を希望される際には、事前に農協、市町村へご相談ください。
- ・ 申請にあたっては、直近年の経営状況や将来の目標などを確認させていただきます。その計画を農協、市町村、県が審査し、採択となった場合に事業をご活用いただけます。

～ 詳しいことのお問い合わせ先 ～

お近くの農協や市町村、農業振興センターにお問い合わせください。
又は高知県農業振興部 農業イノベーション推進課（TEL：088-821-4514）

園芸用ハウス整備事業〔災害復旧区分〕について

事業の概要

台風等の自然災害により被災した園芸用ハウスの迅速な復旧と園芸産地の維持を図るため、園芸用ハウス等の復旧に対し、県と市町村が補助します。

補助の対象となる経費

被災直前まで営農活動を行っていた野菜、果樹、花卉の栽培用のハウス・設備を復旧するために必要な経費

①園芸用ハウスの再建・修繕及び附帯設備の取得・修繕

（自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスは補助対象）

②営農を再開するため、他人が所有又は利用していたハウスの修繕を行い、利用する場合の修繕費

ただし、被災したハウスに導入していない設備、被災ハウスの解体・処分費、被覆資材等の経費は補助の対象となりません。

なお、要綱の流出防止装置付燃料タンクや防油堤の設置要件に該当する場合は、事業完了日から3年以内に設置する必要があります。（設置期限：事業完了日から3年以内）

補助の要件

多発する自然災害に対するリスク回避等を踏まえ、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険へ加入していることを補助の要件とします。また、附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済の附帯施設に加入していることが必要です。

なお、ハウス本体、附帯施設の区分は園芸施設共済の加入区分に準じます。

また、ハウス内の環境を測定・制御する機器の導入が要件になります（雨よけ施設のハウス内の環境を制御する機器を導入することが要件）。ただし、既に導入済みの場合を除きます。

補助対象事業費の限度額と補助率

事業区分	基礎限度額 (10aあたり)	補助対象事業費	補 助 率		事業実施主体
			県	市町村	
①災害復旧区分	軒高・高強度ハウス ^{※1} 1,500万円^{※2}	復旧費用 ^{※3} －受取共済金（ハウス本体及び附帯施設）	2/5 以内 ^{※4}	1/5 以上 ^{※4}	農業協同組合 経営体 市町村
	一般ハウス 1,200万円^{※2}			1/4 以上 ^{※4}	
	中古ハウス 550万円 ^{※2}		1/4 以内 ^{※4}	1/4 以上 ^{※4}	

※1 軒高ハウスとは軒高が2.5m以上のハウス、高強度ハウスとは耐風速35m/秒以上のハウスを指します（基礎限度額は、復旧後のハウスの仕様に対して適用します）

※2 限度額の上乗せ対象となる附帯設備
養液栽培設備は、300万円/10a、循環式殺菌処理装置は、230万円/棟、**高温対策設備は、200万円/10a**、
中長期展張フィルムは100万円/10a（ただしハウス本体の修繕とあわせて被覆資材を展張する場合のみ補助対象とする）

※3 復旧費用＝（①ハウス本体＋②附帯施設＋③限度額上乗せ対象附帯施設）
①ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×NOSAI損害評価割合×2（*）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
ただし、（*）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします
②附帯施設：復旧に要する経費（見積額）
③限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
ただし、①＋②は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とします

※4 被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金（国事業）も活用する場合は補助率が変わります

復旧の方法

①農業協同組合が事業実施主体となり、復旧する場合

農協が、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行い、復旧した部分を受益者に賃借する方式となります。

②農業者の方が事業実施主体となる場合

農業者の方が自らが事業実施主体となり、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行います。

～ お問い合わせ先 ～ 被災された農業者の方は、まずは市町村にご相談ください
県窓口：高知県農業振興部 農業イノベーション推進課 TEL 088-821-4514

研修用ハウスの整備について

【令和7年度版】

【高知県園芸用ハウス整備事業〔研修区分〕】

園芸用ハウス整備事業の研修区分

農協や市町村等が、地域で自立経営を目指す担い手を育成することを目的に、就農希望者が基礎研修や実践研修を行うハウスを整備する場合に、そのハウスの整備にかかる経費に対して補助を行う事業です。

また、就農希望者が栽培技術を習得し、研修終了後は、のれん分けできる研修ハウスについても、整備が可能です。

こんな研修用ハウスの整備に活用いただける事業です

独立自営を目指して、栽培技術の習得や経営実践を行う**研修生が利用するハウス**です。

- ①**産地の基幹品目**や**市町村が振興する品目**の研修を行うためのハウス
- ②研修終了後に、研修生に**のれん分けできる**研修用ハウス

補助対象事業費の限度額と補助率

ハウス内の環境を測定・制御する機器の導入が要件になります。
(雨よけ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入することが要件です。)

事業区分		新設ハウス			中古ハウス			事業実施主体
		補助限度額 (/10a)	補 助 率		補助限度額 (/10a)	補 助 率		
			県	市町村		県	市町村	
研 修 区 分	① 研 修 の み	一般ハウス 1,100 万円 軒高・高強度ハウス 1,400 万円	1/2 以内	1/3 以上	550 万円※2	2/5 以内	1/3 以上	ＪＡ出資型法人 市町村農業公社 農業協同組合 市町村 指導農業者（②のみ）
	② 研修のれん分け		2/5 以内	1/3 以上	550 万円※2	2/5 以内	1/3 以上	

※1 軒高・高強度ハウス：軒高が2.5m以上のハウス又は耐風速35m/秒以上の強度を有するハウス

※2 ①、②の区分に補助対象限度額の上乗せとなる附帯設備

・中長期展張フィルムは、100万円/10a 上乗せ

・**高温対策設備は、200万円/10a 上乗せ**

・養液栽培設備は、300万円/10a 上乗せ

・循環式殺菌処理装置は、230万円/棟 上乗せ

※3 重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて設置して下さい (補助対象外)

・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置して下さい (補助対象外)

研修用ハウス整備の主な要件

①「研 修 の み」区 分：処分制限期間中、**研修のみに利用するハウス**です

※研修生1名当たりの研修期間は、原則3年が限度です

②「研修のれん分け」区分：研修終了後に、研修生に**のれん分けするハウス**です

※のれん分け時に、事業実施主体との賃貸借契約（レンタル契約）や、地主との土地の利用権設定は、研修生との間で行います

～ 詳しいことのお問い合わせ先 ～

高知県農業振興部 農業イノベーション推進課 TEL：088-821-4514